

令和7年度 健康診査受診等実施規程取扱要綱

(令和7年4月1日付一部改正)

健康診査受診等実施取扱要綱について下記の通り定める。

- ① 受診等資格：健診機関等で受診等実施日における、健保組合の被保険者、被扶養者の資格を有する者。(一部条件有り)
- ② 被保険者は特定健診項目及び法定健診項目、被扶養者は特定健診項目の全てを含んだ健康診査を受診すること【必須条件】
- ③ 契約健診機関以外で受診する場合、下記事項の他別途定める。
- ④ 対象年齢は、健診・受診年度(4月から翌年3月迄)にその年齢に達する年齢をいう。
- ⑤ 受診期間(4月から3月末まで)に受診した者で、申請期間(6月から4/10)中に申請をした者に補助を適用する。
- ⑥ 本年度よりオプション項目に「ピロリ菌検査」「骨密度検査(50歳以上)」「子宮体がん検査(50歳以上)」を追加。

契約医療機関ごとに対応が異なるため、詳しくはホームページ「契約健診機関一覧>契約健診機関 健診費用一覧」をご確認ください。

【健診事業】 ※IDM健保事業所は、原則事業主を主体とし健診事業を取りまとめ健保へ請求する。(税込表示)

被保険者	生活習慣病	<p>【対象者：全年齢】注)人間ドックとの重複受診不可 費用の負担は、下記個人負担を除き事業主・健保で各々負担する。(事業主・健保は原則同額負担とする) 個人負担額： ・ 契約健診機関：無料(但し、契約外健診項目追加による金額) ・ 契約外健診機関：健診上限額(24,200円)を設け、健診上限額を超える金額部分 個人負担を除く費用は事業主・健保で負担する。 任継者についても同様であるが、事業主負担分は健保で負担する。</p>
	人間ドック	<p>【対象者：35歳以上】注)生活習慣病との重複受診不可 費用の負担は、個人・事業主・健保で各々負担する。(事業主・健保は原則同額負担とする) 個人負担額： ・ 契約健診機関：13,200円及び契約健診金額を超える金額部分 ・ 契約外健診機関：健診上限額(44,000円)を設け、13,200円及び健診上限額を超える金額部分 上限額まで(≦44,000円)：13,200円 上限額以上(>44,000円)：13,200円+上限額を超える額 任継者についても同様であるが、事業主負担分は健保で負担する。</p>
被扶養者	家族健診	<p>【対象者：学生を除く20歳以上(集合契約は40歳以上)】対象者には個別郵送にて受診券をお送りします。 注)人間ドックとの重複受診不可/巡回レディースのみ受診時期は2月まで。 費用の負担は、契約外健診機関を除き、無料。 個人負担額：※いずれの健診においても、基本項目は無料。受診項目によりオプション等一部自己負担が発生する場合があります。 ・ 集合契約A・B(40歳以上)：無料 ・ 巡回レディース(20歳以上/学生除く)：無料 ・ 契約健診機関：無料(原則、集合契約A・Bまたは巡回レディースで受診してください) ・ 契約外健診機関：健診無料上限額(24,200円)の実費を補助する 個人負担を除く費用は健保で負担する。</p>
	人間ドック	<p>【対象者：40歳以上】注)家族健診との重複受診不可 費用の負担は、個人・健保で各々負担する。 個人負担額： ・ 契約及び契約外健診機関共通：健診上限額(44,000円)を設け、22,000円及び健診上限額を超える金額部分 上限額まで(≦44,000円)：22,000円 上限額以上(>44,000円)：22,000円+上限額を超える額 個人負担を除く費用は健保で負担する。</p>
オプション検査	脳検査	<p>被保険者【対象者：35歳以上】※任継についても同様 個人負担額：11,000円及び健診上限額(38,500円)を超える金額部分 ※個人負担を除く費用は健保で負担する。 必ず、生活習慣病健診または人間ドックを同一年度内に受診してください。但し、契約医療機関での実施とする。</p> <p>被扶養者【対象者：40歳以上】※任継被扶養者についても同様 個人負担額：健保の負担額を除いた金額(実費-11,000円) ※健保負担額：11,000円 必ず、家族健診または人間ドックを同一年度内に受診してください。但し、契約医療機関での実施とする。</p>
	がん検査	<p>◆契約外健診機関での婦人科健診(乳がん及び子宮がん)は上限額(8,800円)を定め、上限額を超える費用は受診者負担とする。 ◆乳がんと子宮がん検査をそれぞれ単独で受診された場合の上限額は各々4,400円とする。 ◆乳がん健診は、マンモグラフィ検査と超音波検査のどちらか一方の受診とする。 ◆子宮がん健診は、子宮頸がんと子宮体がんのどちらか一方の受診とする。但し、子宮体がんは50歳以上を対象とする。 ◇前立腺がん(PSA)検査の契約外機関での受診は50歳以上を対象とし、上限額(3,300円)を定め、上限額を超える費用は受診者負担とする。</p>
	ピロリ菌	<p>上限額(3,300円)を定め、上限額を超える費用は受診者負担とする。</p>
	骨密度	<p>50歳以上を対象とし、上限額(3,300円)を定め、上限額を超える費用は受診者負担とする。</p>
	その他	<p>生活習慣病健診、家族健診のオプション項目に「腹部超音波検査」を追加。※健保負担とするため契約外医療機関は対象外。</p>
注意	<p>※被扶養者で人間ドック対象外の方が希望されドック受診された場合、「人間ドック算式+5,500円」を受診者負担とする。 ※契約外の健診項目を受診した場合は、その健診項目に掛かる費用は自己負担とする。 ※学生は、学校保健安全法により各学校での健診受診となるため、当健康保険組合が実施する健康診断の対象外となります。</p>	

【補助事業】 ※費用補助については、PepUpにて電子申請願います。(税込表示)

歯科検診補助	<p>【対象者：被保険者】 一人につき年1回、補助上限額：4,400円を限度に、実費を補助する。</p>
インフルエンザ 予防接種補助	<p>【対象者：被扶養者(家族)・任意継続者(本人・家族)】 補助上限額を設け、年1回上限額を限度に実費を補助する。 但し、2回接種法による時は、2回を1回とみなす。 接種者一人当たり、補助上限額：3,850円を限度に実費を補助する。 ※【市区町村の補助制度を受ける場合】 ・その補助金額を差し引いた金額で申請すること。 ・その補助制度内容がわかる案内文書やHP画面コピーを添付すること。</p>

健康診査受診等実施規程取扱要綱の特例措置

(実施規程には記載せず、理事会決議により改廃も有るものとする)

健康診査受診等実施規程取扱要綱について、被扶養者(一部被保険者含む)の疾病予防として健診受診率向上を図るため、特例措置として下記の通り定める。

【特例措置1】 満40歳及び満60歳被扶養者「人間ドック」の無料化(H31.4.1改正)

- 対象者
1. 当該受診年度(4月～翌年3月)に満年齢40歳に到達する、被扶養者のみを対象とする。(H27.4.1新設)
(人間ドック初めての対象となる方の継続受診対策として)
 2. 当該受診年度(4月～翌年3月)に満年齢60歳に到達する、被扶養者のみを対象とする。(H29.4.1新設)
(65歳前期高齢者になる前の疾病の早期発見・早期治療、重症化予防対策として)
 3. 上記1.2.とも、年度の4月1日時点に加入している被扶養者を対象とする。
 4. 家族健診との重複受診は不可とする。

受診期間 1. 4月1日～3月末迄の受診者に限る。(H30.4.1追記)(R6.4.1改正)

個人負担

契約健診機関 : 無料

※契約外健診機関でのご受診を希望される場合は、事前に健保担当者にご連絡下さい。

【特例措置2】 被扶養者「家族健診」の無料化(H31.4.1新設)

- 対象者
1. 当該受診年度(4月～翌年3月)に満20歳以上(学生除く)の被扶養者を対象とする。
 2. 人間ドックとの重複受診は不可とする。

受診期間 1. 4月1日～3月末迄の受診者に限る。(巡回レディースのみ受診時期は2月末まで)(R6.4.1改正)

受診機関 1. 「集合契約A・B(特定健康診査)」又は「巡回レディース健診」での受診を原則とする。(R4.4.1新設)

個人負担 ※いずれの健診においても、基本項目は無料。受診項目によりオプション等一部自己負担が発生する場合があります。

集合契約A・B特定健康診査(40歳以上) : 無料(R4.4.1新設)

巡回レディース健診(20歳以上/学生除く) : 無料

契約健診機関 : 無料

※契約外健診機関でのご受診を希望される場合は、事前に健保担当者にご連絡下さい。

尚、特例措置1.2とも上記の定め以外の取扱は健康診査受診等実施規程取扱要綱によるものとする。

【特例措置3】 女性向け「HPVウイルス在宅検査(無料)」の実施(R3.4.1新設) (R7.4.1廃止)

この特例措置の改定・廃止は理事会にて議決する。

附 則 健康診査受診等実施規程取扱要綱の特例措置(以下「特例措置」と云う)は平成27年4月1日より施行する。

健康診査受診等実施規程取扱要綱の特例措置(以下「特例措置」と云う)は令和3年4月1日より改定し、一部対象者及び基準を改めて定め施行する。

健康診査受診等実施規程取扱要綱の特例措置(以下「特例措置」と云う)は令和4年4月1日より改定し、一部対象者及び基準を改めて定め施行する。

健康診査受診等実施規程取扱要綱の特例措置(以下「特例措置」と云う)は令和5年4月1日より改定し、一部対象者及び基準を改めて定め施行する。

健康診査受診等実施規程取扱要綱の特例措置(以下「特例措置」と云う)は令和6年4月1日より改定し、一部対象者及び基準を改めて定め施行する。

健康診査受診等実施規程取扱要綱の特例措置(以下「特例措置」と云う)は令和7年4月1日より改定し、一部対象者及び基準を改めて定め施行する。